

第 8 2 回宇都宮市都市計画審議会議事録

令和 2 年 1 0 月 2 7 日（火）

午後 3 : 3 0 ~

宇都宮市役所 1 4 A 会議室

出席委員

1号委員

福田 沙弥香委員, 藤原 紀沙委員,
武井 貴志委員, 駒場 久委員,
蟹江 教子委員, 大森 宣暁委員,
里村 佳行委員, 森岡 正行委員 (8名)

2号委員

菅野 大造委員, 黒子 英明委員,
今井 恭男委員 (3名)

3号委員

津浦 好一委員, 柴 誠委員,
吉田 学委員 (3名)

(計 14 名)

欠席委員

矢古宇 芳一委員 (1名)

幹事

篠田 治幹事(都市整備部長)
高橋 裕司幹事(都市整備部次長)
安納 正和幹事(地域政策室長)
早川 光夫幹事(環境政策課長)
岡田 剛博幹事(農業企画課長)
鈴木 智幹事(技術監理課長)
松本 朝行幹事(都市計画課長) (7名)

臨時幹事

川上 治美臨時幹事(景観みどり課長) (1名)

事務局

上田 英夫書記, 安田 敬弘書記,
片庭 哲也書記 (3名)

上田書記

定刻前ではございますが、委員の皆さまがお揃いになりましたので、審議会を始めさせていただきます。

進行を務めさせていただきます、都市計画課 課長補佐の上田でございます。

本日の審議会でございますが、新型コロナウイルスの感染予防策として、窓を開けて会場の換気を行うほか、会議時間の短縮に努めたいと考えておりますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(資料確認)

上田書記

まず、はじめに、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ・ 第82回宇都宮市都市計画審議会 次第
- ・ 第82回宇都宮市都市計画審議会 名簿
- ・ 議案第1号 宇都宮市景観計画の変更

(景観形成重点地区(大谷地区)の指定)

そして、本日机上に配布させていただきました、緑色のファイルでございますが、「宇都宮市景観計画」の「本編」、「基準編」の資料になります。

こちらにつきましては、参考資料となりますので、審議会後に回収させていただければと思います。

不足しているものがありましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

(臨時幹事
紹介)

上田書記

続きまして、本日の審議にあたり臨時幹事が出席しておりますので紹介いたします。

景観みどり課長

景観みどり課長の川上です。

1. 開会

上田書記

それでは、只今から「第82回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

ここからの進行は、大森会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

大森議長

それでは、只今より、

第82回宇都宮市都市計画審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

います。

本日の議案ですが、「宇都宮市景観計画の変更」ということで、大谷地区の景観形成重点地区の指定に関して皆様にご審議いただくものです。

本日も慎重なご審議かつ円滑な進行にご協力お願いいたします。

(会議の成立)
大森議長

それでは、はじめに、本日の会議の成立について、事務局より報告をお願いします。

片庭書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は14名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立を報告いたします。

(会議の公開)
大森議長

続きまして、本日の会議の公開についてですが、本日の議案は、個人情報及び意思形成過程に関する情報を扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員

《異議なし》

(傍聴者)
大森議長

ありがとうございます。

続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

片庭書記

本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、現在の傍聴者は記者の方が1名でございます。

大森議長

審議の公開に際し、傍聴者の方へ申し上げます。お手元の「傍聴要領」に記載してあることをよくお読みになって、審議の進行にご協力ください。

(議事録署名委員の指名)
大森議長

続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、
駒場 久委員と森岡 正行委員のお二人を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

大森議長

それでは、議案に移らせていただきます。

本日の議案は1件となります。

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更」についてですが、本市の観光拠点である大谷地区については、「景観計画」において地域振興・観光振興等と連携し、大谷地域ならではの資源を活かした景観形成の推進を掲げているところであります。

今回の景観計画の変更については、その方針に基づき、大谷地区を景観形成重点地区に指定するものであります。

景観計画の策定や変更を行うときは、景観法第9条第2項において、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨規定されており、この規定に基づいて令和2年10月19日付け、宮都第240号にて市長から諮問がありました。

大谷地区については、都市計画マスタープランにおいても本市ならではの魅力ある多様な地域資源を有する「観光拠点」として位置づけていることから、魅力と特色あるまちづくりを行うため、皆様からご意見などをいただければと思います。

大森議長

それでは事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。

景観みどり課長

はい、議長。

それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

今回の付議の理由であります。大谷地区におきまして「景観形成重点地区の案」を作成いたしましたので、景観法第9条の規定により、都市計画審議会に意見を伺うものであります。

ここで、議事に先立ちまして、「景観形成重点地区の制度」について、ご説明させていただきます。

資料の一番後ろから3枚目になりますが、右肩に参考資料1とあります「景観形成重点地区の制度の仕組み」をご覧ください。

「1 概要」であります。景観形成重点地区は、本市の特徴ある景観や豊かな自然景観を有している魅力あるまち並みを形成すべき地域に対し、「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の目標・方針、デザイ

ン、色彩、緑化などの具体的な基準を定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度であります。

次に、「2 景観形成に関する地区指定制度」であります。現在、宇都宮市は、市全域が景観計画区域となっております。

その中でも、特に「宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区」を「景観形成重点地区」として指定する取組を進めており、現在、右側の網掛け囲み部にありますとおり、5地区を指定しております。

また、住民の発意により「地域の住民自ら積極的に景観づくりに取り組む地区」を「景観形成推進地区」として指定し、地域の景観づくりを支援しているところであり、こちらは、旧上河内町の「中里原地区」を指定しております。

次に、「景観形成重点地区の特徴」であります。こちらは下の段の「3 一般の地区と景観形成重点地区の規制の仕組み」の図をあわせてご覧下さい。

この図の左側は一般の地区の規制等、右側は景観形成重点地区に指定した場合の規制等の概要をお示ししたものであります。

1点目として、「届出対象規模」についてであります。図の左側、「一般の地区」では、「高さ10mを越えるもの」等、比較的大きな建物などが届出対象となっております。右側の「景観形成重点地区」に指定することにより、「全ての建築物等」が届出対象となり、きめ細やかな景観形成が図れることとなります。

2点目として、図の「届出・審査の流れ」に記載のとおり、景観計画に不適合の場合、一般の地区では、勧告まで、となります。景観形成重点地区の指定により、景観審議会に意見を伺い、変更命令等を行うことができます。

また、変更命令等に従わない場合については、罰則を適用することができるなど、景観形成のルールの特効性が高まることにより、良好な景観を保持することができるものであります。

3点目として、図の左下「補助制度」であります。景観計画に適合し、かつ、統一的なコンセプトに基づく工事に対して助成する制度がございます。

「景観形成重点地区の制度の仕組み」の説明は以上となります。

それでは、議案について、ご説明いたします。

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」をご覧ください。

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」ですが、景観形成重点地区「大谷地区」を新たに指定することに伴い、景観計画の変更を行うものであります。

お手元に、「宇都宮市景観計画」の冊子を2冊お配りしております。

オレンジ色の表紙のものが「本編」、ブルーの表紙のものが「基準編」となっております。

本日は、この「宇都宮市景観計画」の変更をお諮りするものであり、議案資料につきましては、今回の地区指定による変更部分のみを抜粋しておりますので、資料の下線で表示している箇所が変更となるものであります。

それでは、資料をお開きいただき、「宇都宮市景観計画」(素案)本編をご覧ください。

「本編」につきましては、次のページ、目次について、2面になりますが、大谷地区を指定することにより、下線の箇所を変更するものであります。

次のページ、左下に57と表示されているページをご覧ください。

こちらは、景観計画本編の57ページとなりますが、「4)景観形成重点地区等の指定状況」の表の下段に、新たに大谷地区を追加するものであります。

次に、「基準編」につきましては、次のページ、右下に31と表示されてありますページ以降が変更となるものであります。

先程のブルーの表紙の冊子、「景観計画 基準編」の31ページから36ページに大谷地区において、今回定める具体的な基準等を追加するものであります。

それでは31ページをご覧ください。

(6)大谷地区の地区指定に係る1)「施行日」、2)「位置及び区域」を追加しております。

32ページをご覧ください。

3)「景観形成の方針」として「目標」と「基本方針」を、4)「建築物等に関する行為の制限」として「ア 届出の対象となる行為」を追加しております。

33ページから34ページにつきましては、「イ 建築物等の行為の制限」に係る基準を、35ページから36ページ

につきましては、5)「屋外広告物に関する行為の制限」に係る基準をそれぞれ追加しております。

これらの内容の詳細につきましては、詳細な数値基準などございますので、説明資料によりご説明致します。

それでは、説明資料1「景観形成重点地区（大谷地区）について」をご覧ください。

「1 背景と目的」であります。大谷地区は、全国にも他に例をみない大谷石の奇岩群や、採掘跡を残す岩肌など、特徴的で魅力ある景観を有しており、大谷石文化の日本遺産への認定などにより、観光・産業が活性化しています。本市におきましても、平成30年3月に「大谷地域振興方針」を策定し、庁内関係部局の連携のもと、様々な取組を実施しているところでもあります。

今後、当地区のまちなみが増え変化していく中においても、地域の個性や特色を守るとともに、観光拠点としての魅力を高め、愛着を持って暮らしていけるような景観を保全・創出するため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものであります。

「2 大谷地区における取組について」であります。本市におきましては、平成30年3月に、概ね10年先を見据えた「大谷のこれから」の振興の基本的な考え方や方針、取組等を示した「大谷地域振興方針」を策定しております。こちらは、参考資料2として添付してありますので、後ほどご覧ください。

平成30年10月に、大谷特有の景観を保全しながら、将来どのような景観を目指すのかを示し、地域住民や事業者、行政等が大谷地区における景観づくりのイメージを共有するため、地元の代表者の方とともに「大谷地区景観づくり推進協議会」を設立し、その後、継続的に協議会を開催し、地元住民アンケートや地元事業者へのヒアリングなどにより、地域の皆様のご意見を取りまとめ、平成31年3月に「大谷地区景観づくり指針」を作成いたしました。その概要につきましては、お配りしました資料の一番後ろとなりますが、（A3版の）参考資料3「大谷地区景観づくり指針の概要」をご覧ください。

この指針は、先程ご説明しました、地元の代表者の方とともに設立した「大谷地区景観づくり推進協議会」において、作成したものであります。構成といたしましては、「景観づくりの目標像」と、大谷全体の「景観づくりの方針」を定め

たうえで、景観特性に応じた6つのエリアに区分し、エリアごとの景観づくりの方針と配慮事項として具体的な方策例を示したものとなっております。

右側の図は、その指針における「エリア区分図」となっております。令和元年度には、この「大谷地区景観づくり指針」をもとに「大谷地区景観づくり推進協議会」において、「エリア区分図」中央の赤線囲みでお示しした大谷寺や大谷資料館等の観光施設、奇岩群などの景観資源が集中・集積する観光拠点エリアを景観形成重点地区指定に取り組むエリアとして選定するとともに協議会における景観形成基準（案）を作成するなど、景観形成重点地区の指定に向けて取り組んできたところであります。

説明資料1にお戻り下さい。

令和2年度の取組みについてであります。令和元年台風19号（東日本台風）や、新型コロナウイルス等の影響を考慮し、地元の皆様とスケジュールなどを調整した上で、9月に地元・地権者説明会を開催し、10月2日～16日に素案の縦覧を行いました。

特に意見書などの提出が無かったことから、本日、案について審議会にお諮りする運びとなったところでございます。また、後日、景観審議会にもお諮りする予定であります。

「3 景観形成重点地区（大谷地区）の概要」であります。が、「(1) 対象区域」につきましても、大谷町、田下町の一部でありまして、約81haの区域となっております。具体的な区域につきましても、図面でご説明致します。

説明資料2をご覧ください。

対象区域につきましても、先ほど参考資料3「大谷地区景観づくり指針」によりご説明させていただきました6つのエリアのうち、観光拠点エリアを基本として、主要道路からの眺望景観に配慮するため、山の稜線や山裾といった地形、道路や河川といった地物を境界とした区域としております。

説明資料1にお戻りください。

「(2) 景観形成の目標・方針」であります。が、「景観形成の目標」につきましても、「豊かな自然と大谷石文化が織りなす大谷ならではの景観を守り、育む～行ってみたい、過ごしてみたい、いつまでも暮らし続けたい まちなみの形成～」としております。

次に、「景観形成の基本方針」につきましても、「大谷石のまちなみを保全し、観光資源として活用する。」、「大谷石の

岩肌の眺望を保全する。」など、4つの方針を掲げております。

これらは、「大谷地区景観づくり指針」を踏まえたものとなっております。

2ページをお開きください。

基本方針に基づき策定した「(3) 景観形成基準について」であります。

① 建築物・工作物等の行為の制限と

② 屋外広告物の制限という基準があり、

詳細な基準につきましては、議案の景観計画（基準編）によりありますが、主な景観形成基準案と具体的なイメージについては、資料により、写真等を用いでご説明致します。

それでは、(A3カラーの)説明資料3をご覧ください。

主な景観形成基準案と具体的なイメージについてご説明致します。

資料の上段は「建築物・工作物」の基準になります。

左側は「大谷石等の使用等についての基準」であります。「建築物又は外構の一部に大谷石を使用する。」「現存する大谷石の石蔵などの保全に努める。」などを基準としております。

大谷石や木材といった自然素材を使用することで、住んでいる人が愛着を抱き、来訪者には宇都宮の風土を感じさせる、大谷石による風景が展開される、としております。

中央は「建築物の外壁等の色彩についての基準」であります。「建築物等の屋根・外壁の色彩は、低明度・低彩度とする」ことを基準としております。

左の写真のように高明度の「明るい外壁の建物」や、右の写真のように高彩度の「色が鮮やかな建物」を、下の写真のように、低明度・低彩度の「落ち着いた色合いの建物」に誘導する基準としております。落ち着いた色を基調とすることで、大谷石の岩肌や自然の緑に調和する、新旧の建物が調和したまちなみを形成する、としております。

右側は「夜間景観についての基準」であります。「大谷石建造物のライトアップにより、夜間も楽しめる景観の演出に努める。」「間接照明や色温度が低い照明の採用に努める。」などを基準としております。

大谷石の岩肌を引き立て、景観を浮き上がらせるような光の演出や、適切な照明の取り方を誘導することで、夜も歩いて楽しめる景観を創出し、観光拠点としての魅力を向上す

る，としております。

次に，資料の下段「屋外広告物の主な基準」についてご説明致します。

左側は，「屋外広告物に用いる色彩の基準」となります。

「まちなみの中で過度に目立ちすぎないように高彩度色の使用を避ける。」ことを基準とすることで，左の写真のような，色彩の基準がない場所で通常掲出されるコンビニエンスストアの看板が，右上の写真のように，日光や那須といった観光地でみられるような茶色などを基調としたデザインや，右下の写真のように，企業のイメージカラーを使いながらも，色の鮮やかさを抑えたデザインとするなど，大谷独自の色彩基準を定めることで，観光地に相応しい屋外広告物を誘導し，魅力ある景観の保全を図ることとしております。

中央につきましては，現行の基準と，今回の地区指定による屋外広告物の面積，高さ等を規制する基準を導入した場合を比較したイメージとなります。

上の写真は，現行の基準に基づき，掲出需要が増加した場合のまちなみのイメージ，下の写真は，今回の地区指定による基準に基づき，掲出された場合のイメージとなります。

下の写真のように，まちなみに調和した屋外広告物の誘導を図ります。

そのほかの基準としましては，「屋上広告物は表示しない」とすることで，遠方の山並みなどの眺望景観を保全し，また，「のぼり旗の相互間距離の確保に努める」とすることで，遠方の山並みや，大谷石のまちなみなどへの眺望景観を保全してまいります。

以上が，主な「建築物・工作物等の景観形成基準」と「屋外広告物の景観形成基準」となります。

説明資料1にお戻りください。

「(4) 良好な景観のための行為の制限」であります，「①景観法に基づく届出対象行為」につきましては，下の表のとおりであり「建築物，工作物の新築や増築，改築もしくは移転」については，建築確認が必要なもの，全てを対象としております。

また，表の下側の※印「経過措置に関して」であります，景観形成重点地区指定の時点で，既に建設されている建築物・工作物については，建替えや塗り替えなど，次の更新時に届出対象となり，その時点から「景観形成基準」が適用になります。

また、屋外広告物については、現在掲出されているものは、地区指定日から3年間は、現行基準が適用となりますが、それ以降については、新たな基準に適合させていただく必要があります。

次に「4 今後のスケジュール」であります。

ここで、お手数でも、資料の訂正を2箇所お願い致します。下から2行目 令和3年1月～ 「条例公布」となっておりますが、「条例施行」に、最下段 2月～ 「条例施行」となっておりますが、「新基準適用工事の着手」に訂正願います。

改めまして、「4 今後のスケジュール」であります。本日の都市計画審議会の後に、景観審議会におきまして、景観計画の変更について諮問させていただき、11月に景観計画の変更の告示12月に市議会に景観条例改正を諮りまして、令和3年1月の施行を予定しているところであります。

以上で「景観形成重点地区（大谷地区）について」の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

大森議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

武井委員

内容についてはよく分かりました。大谷地区が置かれている状況を踏まえると、将来的に賑わいが生まれるのではないかと期待する面もあります。

ただ、大谷地区というのは現在、市街化調整区域になっていて、その中で様々な規制があり、大谷地区のポテンシャルに応えるために、大谷地区の活性化に向けての取り組みをされているということですが、今後の大谷地区を見据えるうえでどのような緩和がなされているのでしょうか。そのうえでどのようなことができるようになるのかを説明していただけますか。

都市計画課長

大谷地区につきましては、市街化調整区域ではありませんが、観光拠点ということもあり、円滑な観光施設等の立地が誘導できるように、平成30年4月より開発許可基準を明確化したところがございます。具体的な用途としましては、観光案内所や宿泊施設、飲食店などの観光資源で、観光客の利用が見込まれる施設について許可基準を明確化したところ

でございます。規模についても、敷地面積1,000㎡以下という基準を示したところでございます。

武井委員

飲食施設等についてはまだ新築では作れないということでしょうか。それとも沿道サービス業という形で、市街化調整区域に作れるということでしょうか。

都市計画課長

飲食店は現在も市街化調整区域で立地が可能な基準もございますが、さらに大谷地区については、飲食店等でも敷地面積1,000㎡以下かつ延床面積500㎡以下という基準での立地が可能です。

里村委員

景観形成基準のなかで建物の色彩基準が細かくマンセル値で出されていますが、基準としてどの程度守られるべきものでしょうか。

もう一つ、マンセル値で大谷地区に適合したふさわしい色彩かをどのように決めたのでしょうか。

景観みどり課長

順守基準として今回改めて定めるという形になります。

これまでは、こういった色彩基準がなかったということになりますので、色の部分につきましては先ほどの協議会等において、地域の皆様や商工関係者と議論を重ね、大谷地区の岩肌などの自然になじむような低明度・低彩度という色のルールを、感覚的な判断にならないようにマンセル値で数値化して表現したものが、今回お示ししている案でございます。

里村委員

屋根外壁の基調になる色というのは色彩感覚にもよるため、非常にあいまいな部分があると思います。

那須などではコンビニなどをいわゆるこげ茶色で統一しているなど、そのまちなに行けば、「こういう同じ色で統一しているな」という基本的な基調がありますが、今回の基準とした色彩が、大谷の石の基調を醸し出す色合いだということでしょうか。

景観みどり課長

そちらにつきましては、学識経験者等の専門家の意見も伺った中で、景観的に現在の大谷の中の自然の色調と合った色彩ということでご意見をいただいているところでございます。

里村委員

現存しているものの中で、どの辺りが基準となるのでしょうか。いわゆる大谷らしい色彩とは大谷観音とか大谷石でしょうか。

森岡委員

説明資料3に「建築物または外構の一部に大谷石を使用する」とか、「現存する大谷石の石蔵などの保全に努める」という建築物や工作物の写真がありますが、基本は大谷石の持っている柔らかな色あいですかね。そういうものが大谷の特色だと思います。そういうものを中心にして説明資料1の3ページにあるように、明るい色も少しは使えるようにしましょうということと私は理解しましたが、そのあたりを具体的に言ってもらった方がわかりやすいと思います。

景観みどり課長

説明資料1の3ページの色彩のチャートには、赤系、青系など、様々な色が表の方で入っているところがございます。森岡委員からもございましたが、屋根と外壁に使える範囲というのを屋根であれば青の囲み、外壁であれば赤の囲みのように考えているところがございます。

また、外壁の黄色の囲みの準基調色を超える部分をアクセントカラーといたしまして、全体の1/20以下については明るい色調も使えるという基準を設定し、観光施設のにぎわいや色の自由度というものは妨げないようにしているところがございます。

大森議長

私からも関連して質問ですが、既に景観計画で重点地区に定められている地区もいくつかありますが、大谷では特徴が異なる設定をしたということですか。

景観みどり課長

例えば白沢地区においては、宿場町の色彩として、かなり限定的な色彩基準を定めているところがございます。

地域ごとの特性に応じた形で色彩の基準をこれまでも定めてまいりました。

今回の大谷についても、大谷石の色や岩肌の色に合った色彩で考えているところがございます。

森岡委員

重点地区としてよくまとまっているなと思っているところですが、大谷は大谷石の産地という中で、大谷石蔵などは、重点地区以外のエリアにも素晴らしいものがあると思います。

	<p>それと、今は厚い石を積んだ石蔵が多いですが、昔は切り出すことや運ぶことが大変だったため、張蔵といわれるものや、屋根まで大谷石で葺いてある建物などもあり、いくつか残っていると思います。</p>
	<p>そういうものも非常に有効な景観資源だと思うので、重点地区の中で保全しておくことや、ほかのエリアでも保全を働きかけることによって、大谷の持つポテンシャルや、景観の魅力が高まると思います。</p>
	<p>そのあたりの取り組みはどうか。</p>
<p>景観みどり課長</p>	<p>大谷の重点地区につきましては、建物への大谷石の活用に対して、先ほど説明した助成制度を設けております。</p> <p>委員のおっしゃるとおり、大谷石の蔵などは、今回重点地区に指定する区域以外でも、市域全域におきまして多数点在しているという状況でございます。</p>
	<p>そういう中で、大谷石の建築物は、景観資源として非常に重要なものであると認識しておりますので、今後、大谷石の石蔵等を景観資源としてどのように活用していくかについて検討するなど、継続的に取り組んでまいります。</p>
<p>武井委員</p>	<p>今回は景観形成重点地区として6番目ということで、同じ景観に関する制度で景観重要建造物の指定という制度があります。宇都宮ではまだ指定されていませんが、例えば埼玉県ですと深谷レンガの煙突があり、指定されています。</p>
	<p>今の森岡委員のお話を受けて、大谷地区、そして宇都宮市街地などに残っている大谷石蔵などを、景観重要建造物に指定していくというようなことは検討されているのでしょうか。</p>
<p>景観みどり課長</p>	<p>景観重要建造物への指定の必要性も含め、大谷石蔵などの景観資源となるものについて、今後どのように守っていくのか、景観資源の状況を確認しながら、検討してまいります。</p>
<p>今井委員</p>	<p>案については、しっかりとした方向が打ち出されていると思います。</p>
	<p>のぼり旗については、宇都宮全域の条例に加えて、距離・間隔というののも、一定誘導していくということですが、大谷の中心部は曲線部分が非常に多く、そこにのぼり旗が立っていくと、交通の安全面という部分で、死角になってしまいま</p>

す。

まちの中で見ていると、民地に立っているところはいいのですが、歩道に設置しているところや、しっかりと固定されずに、強風が吹いた時には倒れてくるものもあります。

景観形成ということで、6 mという基準はありますが、観光客がより多く来ていただくということを考えると、のぼり旗は基本的には制限していった方がいいのではないかなと思います。

その辺はいかがですか。

景観みどり課長

委員のおっしゃるとおり、のぼり旗は屋外広告物としての取り扱いになりますので、基準に合致していれば掲出は可能という形にはなります。

道路上に掲出されているものなどにつきましては、屋外広告物のパトロールなども担当部署で行っておりますので、そういう中で適切な指導などをしてまいります。

のぼり旗自体を規制するということにつきましては、経済活動とのバランスもあるかと思っておりますので、今後の課題とさせていただきます。

今井委員

大谷地区は、せつかくこういった指定をした、観光客を呼びこむ、まさに宇都宮唯一の観光地ですので、しっかりとコントロールも含めて一つの課題として捉えてほしいと思います。

黒子委員

景観形成重点地区に指定されるということで、宇都宮の観光地として、これから発信されていくものだと考えております。

大谷にある大規模な廃墟があり、気になっております。

所管も違うかもしれませんが、今後の対応の流れというのは分かりますでしょうか。

大谷振興室

所有者の方でいろいろ意識しながら、活用に向けて、様々な方と意見交換などを進めているということは伺っております。

黒子委員

去年も台風19号で、大谷の真ん中を走っております姿川が、氾濫してしまいました。氾濫しますと、どんな綺麗なまちなみを作っても壊されてしまいますので、県が調整池を作

りますが、それと連携して市も何とか氾濫しないように対策をお願いしたいと思います。

森岡委員

大谷では景観のほか、商業関係でも力を入れて取り組んでいると思います。そのほか、大谷スマートインターチェンジやろまんちっく村との連携など、市全体の取組状況などを説明してもらえるとありがたいです。

大谷振興室

お手元にあります、参考資料2が平成31年3月に策定した大谷地域振興方針となっておりますので、「5 エリアの考え方」をご覧ください。

立地誘導エリアにつきましては、開発による立地を誘導するエリアとして設定しております。

センターコアにつきましては、拠点性を向上させるための拠点施設の整備に向け取り組んでおります。

体験滞在コアでは、地底湖クルーズといった体験型の観光を誘導しております。

エネルギーコアにつきましては、農業部門と連携して夏イチゴの栽培の産地化を進めております。

このように、石産業の振興と合わせて、観光業や農業ひいてはエネルギーも含め、複数的に取り組んでいるところで

ろまんちっく村との連携につきましては、ネットワーク型コンパクトシティの中で、大谷とろまんちっく村を含めた北西部の大谷周辺地域を観光拠点として位置付けております。

今週末から私どもの方で観光交通社会実験というのをを行います。大谷とろまんちっく村、さらには若山農場を結ぶバスを走らせるなど、北西部全体の周遊性を高めていくような取り組みを進めているところでございます。

4.閉会

大森議長

ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。

議案第1号について、「原案どおり異存なし」とすることでご異議ございませんか。

各委員

《異議なし》

大森議長

ありがとうございます。それでは、議案第1号につしまし

ては、原案どおり異存なしと答申することといたします。

たくさんの意見が出ましたので、明後日の景観審議会でご紹介いただければと思います。

議事は以上とさせていただきます。

その他、委員の皆様から何かございますか。

特にないようであれば、以上とさせていただきます。

会の円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。それでは、事務局にお返しします。

上田書記

ありがとうございます。

それでは、次回の宇都宮市都市計画審議会の開催についてご報告させていただきます。

片庭書記

次回の都市計画審議会の日程でございますが、令和3年1月を予定しております。審査案件、日程等が固まり次第、改めて会議開催通知にてお知らせさせていただきます。

上田書記

それでは、以上をもちまして「第82回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。ご審議ありがとうございました。